

特許庁委託

台湾模倣対策マニュアル
(インターネット取引編)

2019年3月

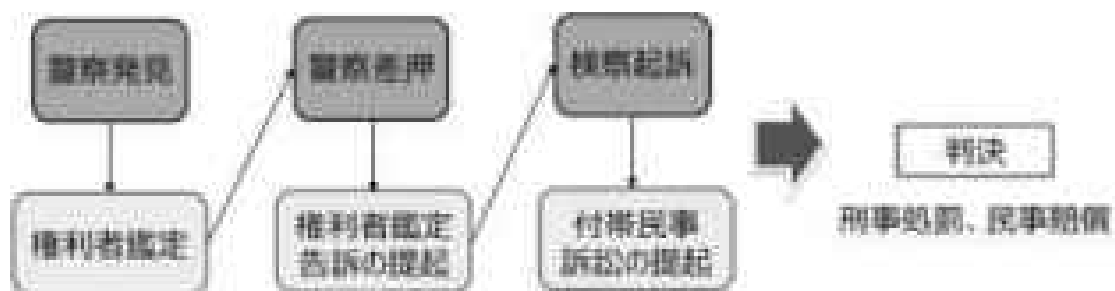
公益財団法人 日本台湾交流協会

第五章 事例紹介

第一節 商標法による対策

模倣品として一番よく見られるのは、商標登録しているキャラクターグッズ、ブランド品の模倣品などの商標侵害品であり、一般消費者向けのものが多い。インターネット利用環境の普及により、インターネットを介した商標権の侵害案件も多くなっている。以下は、このような商標権侵害の模倣品に関連する事例について紹介する。

まずは、商標権侵害品の取締りの流れを下図に示す：



インターネットを介した模倣品販売の案件の数が多く、権利者が自ら一件一件取り締まるのはかなり困難であり、またプロバイダも出品者の個人情報流出するには抵抗があるため、権利者自ら取り締まるには困難である。だが、台湾において、知的財産権の保護の動きから、警察は積極的にネット上の模倣品販売を取り締まっている。

警察がネット上の模倣品を発見したら、それが真正品か模倣品かを判断する術がないため、権利者に鑑定してもらうための商品を購入し、権利者に送付する。警察の取り締まり手続きを円滑に進めるため、権利者が当該商品を真正品か模倣品かを回答する以外に、商標証明（知財局の商標証明）や会社資料など権利者であ

ることを証明できるものをともに提出することが望ましい。

警察が当該商品が模倣品だという鑑定を取得すれば、商標権侵害案件として立件することができ、これで正式な刑事手続を開始することができる。警察が商標権侵害事実が存在したことを確定したら、当該模倣品販売者の情報を開示するよう令状を申し立てることができる。令状をもって、販売者（すなわち、商標権侵害案件の被疑者）の住所または販売する場所等を捜査する。この捜査で差し押さえたほかの商標権侵害の疑いのある商品を再び権利者へ鑑定を依頼する。

権利者は、この段階で模倣品販売者の情報を入手することができ、告訴を提起するかどうかを決めることになる。警察摘発案件では、鑑定の依頼とともに、模倣品価格の開示を求めることもある。この模倣品価格は、「これと類似する商品の真正品の価格」と考えればよい、模倣品販売者の悪意を証明する根拠のひとつになる（価格の差は明らかに大きいにもかかわらず、これは真正品だという抗弁に反論するための証拠）。この段階で告訴を提起することを決めれば、この後の手続きにおいて不服申し立てする権利はあるが、告訴しなければ、本件の被害者としてとどまり、刑事手続きは検察署や警察に任せることになり、積極的に本件に参加することができない。その反面、手続きにすべて関与する手間も不要となる。一般消費者にもよく知られている商品や類似する多くの案件を何度も処理したことがあれば、警察や検察署も判断しやすいため、告訴して積極的に案件にかかわらなくても、比較的問題は少ないと考えられる。

検察官は多くの知財案件に対して、悪性重大な被告（事業として行う被告など）ではない限り、更生する機会を与えるために、重い刑を求めることを避ける傾向がある。そのため、被告が権利

者側と和解するよう勧告することがある。このような案件では、たとえ有罪判決が下され、懲役刑が下されても、拘留 20 日から 50 日程度が多く、60 日以下であれば罰金に換えることができ、1 件につき大体ニュー台湾ドル 2 万元から 5 万元の罰金になると考えてよい¹⁶。和解金の金額を考量する場合、この金額を参考にすればよいと思われる。

第二節 著作権法による対策

第一節では、もっとも典型的な商標権侵害の案件処理を紹介したが、本節では、著作権法観点からの対策を紹介する。

一、著作権観点からの対策

インターネットを介した模倣品、或いは真正品の並行輸入品¹⁷の販売者の多くは、自ら商品写真を撮らずに、正規商のホームページから商品写真をダウンロードしてそのまま自分のウェブ店舗に使用することがある。特に、これらの店舗が個人、又は中小企業の場合、品目が多ければ、写真を撮るコストをかけずにウェブ上に既にある写真を使うことが容易に想像できる。

¹⁶ 刑度の割合について、第四章第四節を参照。

¹⁷ 例えば海外で購入した正規品を台湾で販売する並行輸入品は、正規品であって模倣品ではないため商標権侵害とされない。商標法第 36 条第 2 項では、「登録商標を付した商品が、商標権者又はその同意を得た者により国内外の市場で取引され流通する場合、商標権者は該商品について商標権を主張することができない。但し、商品が市場で流通した後、商品の変質、毀損が発生するのを防止するため、又はその他正当な事由がある場合はこの限りでない」と定めている。

しかし、このような並行輸入品は、往々にして台湾代理店を悩ませている。商標権侵害として追及もできず、国ごとに商品価格が異なるため、海外で安く仕入れられた商品は価格設定に競争力あり、広告費用、ライセンス費用等を費やした正規代理店にとって強力な脅威である。

本節で述べる著作権法による対策は、並行輸入品の対策にも有効な手段である。

権利者の権利の対象は商標付きの商品のみではなく、商品写真は、権利者の著作権の対象である。商品写真の無断使用・転載する模倣品業者や並行輸入業者に対しては、著作権法違反の点から責任を追及できる。

商品写真の無断使用責任を追及する場合、模倣品のように商品を購入して証拠を確保することができないものの、写真を掲載しているページを証拠として確保することができる。ただし、自らその掲載ページを保存しても、後で改ざんすることができるのではないかと、信憑性が問題になる可能性があるため、商品写真を使用したページを公証人役場での体験公証をすることが好ましい。体験公証とは、公証人が中立客観的な立場で、その見聞したものを公証書に記載することである。インターネット時代においては、パソコン等による改ざんが容易であるが、第三者の見聞による書面の証拠力は裁判所で認められることが多い。後々に著作権法違反責任を追及する際に、証拠がないことを避けるため、事前に体験公証書を作成しておき、著作権侵害事実の証拠を確保する方が得策である。

第三節 公平交易法による対策

第三章第四節で述べたとおり、新しい権利侵害の態様が次々と出現するなか、商標法、著作権法及び専利法に定められている侵害の態様に合致していない又は合致するかどうか言い切れない場合に、商標権者、著作権者及び専利権者が公平交易法を通じて正当な競争秩序のもとその権利を行使できるようにする必要がある。以下、実務上具体的に発生した二つの事例をもって、通常どのような場合において、商標権者、著作権者及び専利権者は公平交易法を通じて権利を行使できるかを説明する。

一、有名な商標をドメイン名にする

1. 背景

原告の所有する「Yahoo」及び「雅虎」等名称は台湾域内のインターネット使用者及び関連業者にとって馴染みのある著名な標章であり、經濟部中央標準局（即ち、智慧財産局の前身）により何度も「YAHOO」及び「雅虎」が著名標章であることが認められている上、「YAHOO」及び「雅虎」等名称と類似する商標登録を取り消していることから、当該名称は当然旧公平交易法第20条（現行公平交易法第22条）の保護対象に該当する。ところが、被告は1999年4、5月に「雅虎」及び「Yahoomall」を会社名称の要部として「台湾雅虎行銷股份有限公司」を立ち上げ、且つ經濟部国際貿易局に「Yahoomall(Taiwan)Corporation」を会社名称の英語表記として登記し、「www.yahoomall.com.tw」、「shopping@yahoomall.com.tw」をそれぞれドメイン名とメールアドレスとして使用した。これに対し原告の商業信用及び取引秩序を損なうものとして、裁判所に仮処分命令を申し立てたところ、被告は依然としてその行為を停止しようとし、会社名称を変更し、且つ継続して「Yahoomall(Taiwan)Corporation」を会社名称の英語表記として使用し、さらに広告宣伝品、インターネットにおいて「Yahoogroup」、「雅虎」、「雅虎集團」、「台湾雅虎企業集團」及び「台湾雅虎集團服務網」等名称を使用して対外的営業活動を行い、且つ「www.yahoogroup.com.tw」、「www.yahoocafe.com.tw」等ドメイン名の登記を行うほか、台湾網路資訊中心（台湾インターネット情報センター）に「雅虎. 商業. 台湾」、「台湾雅虎. 商業. 台湾」、「台湾雅虎電子商務. 商業. 台湾」等中国語ドメイン名の登記を行い、市場秩序を混乱に陥らせた、と原告は主張した。

2. 裁判所の判断¹⁸

「雅虎」は原告会社「Yahoo」標章の発音に似せた中国語訳であり、原告は会社名の要部、サイト名、ドメイン名として、中華圏において英語の「Yahoo」及び中国語の「雅虎」を同時に使用しており、その立ち上げた「雅虎台湾」サイト（サイトの英語名称も「Yahoo！」）がすでにインターネット市場において世界的に高い知名度を築き上げており、中華圏でもよく利用されている検索エンジンである。經濟部智慧財産局（前身は經濟部中央標準局）は、原告会社に関するメディア報道を総合的に参酌し、インターネット市場消費者の使用習慣及び台湾インターネット市場の発展現況等全ての事情に鑑みて、原告会社の「Yahoo」及び「雅虎」はいずれも関連事業者及び消費者に知られている著名なシンボルマークであるとの見解を示した。

被告台湾雅虎電子商務股份有限公司は「雅虎」、「Yahoo」、「Yahoomall」及び「Yahoogroup」を会社名称の中国語表記、英語表記の要部としており、且つ「雅虎」、「Yahoo」、「Yahoomall」及び「Yahoogroup」等文字をそれぞれ中国語ドメイン名、英語ドメイン名及び電子メールアドレスの要部としており、「Yahoomall.com.tw」、「Yahoogroup.com.tw」及び「Yahoocafe.com.tw」、「雅虎．商業．台湾」、「台湾雅虎．商業．台湾」、「台湾雅虎電子商務．商業．台湾」等ドメイン名を台湾網路資訊中心に登録すること、及び、原告の会社名称、サイト名及びドメイン名に用いている「Yahoo」及び「雅虎」等営業上のシンボルマークを使用することは、全体観察、要部比較、又は時と場所を異にする離隔的観察、又は通常知識を有する関連事業者又は消費者が一般的に要求される程度の注意をもって判断すれば、いずれも原告会社の上記シン

¹⁸台中地方法院 89 年訴字第 3399 号判決（判決日：2000 年 12 月 29 日）。

ボルマークと同一又は類似の使用に該当する。

また、被告台湾雅虎電子商務股份有限公司はその従事する電子商取引、マーケティング、広告等業務において上記シンボルマークを使用しているところ、原告はインターネット市場で高知名度及び相当の規模を有する事業者であることから、通常の知識・経験を有する関連事業者又は消費者が注意力を発揮しても、被告の提供する商品又は役務の特性も同様にインターネット又は関連市場を通じて宣伝されることになる。すなわち、原告の商業的名声・信用に便乗することにより、広告費用を削減し、取引上優越した地位を獲得し、甚だしくは消費者に両者が密接な関係にあると誤認させ、混同誤認を引き起こさせ、取引秩序に影響を及ぼし、ひいては原告会社がインターネットにおいて電子商取引(e-commerce)、マーケティング、広告等業務を推進できなくなる可能性がある。

よって、被告の上記行為はすでに公平交易法第 20 条（現行公平法第 22 条）の規定に違反するため、原告が同法第 30 条の規定により侵害排除を主張し、一、被告は「雅虎」と同一又は類似の文字を会社の中国語名称の要部として使用してはならず、且つ經濟部商業司に会社名称の変更登記をしなければならない。二、被告は、「Yahoo」、「Yahoomall」及び「Yahoogroup」と同一又は類似の文字を会社の英語名称の要部としてはならず、且つ經濟部国際貿易局に会社英語名称の変更登記をしなければならない。三、被告は「雅虎」、「Yahoo」、「Yahoomall」及び「Yahoogroup」と同一又は類似の文字を中国語ドメイン名、英語ドメイン名及び電子メールアドレスの要部として使用してはならず、且つ台湾網路資訊中心に「雅虎・商業・台湾」、「台湾雅虎・商業・台湾」、「台湾雅虎電子商務・商業・台湾」、「Yahoomall.com.tw」、「Yahoogroup.com.tw」及び「Yahoocafe.com.tw」等ドメイン名の登録の抹消申請を行わなければならない、との旨の請求の趣旨は理由があり、容認すべきで

ある。

3. 分析

判決において引用された原告の主張から分かるように、原告は「雅虎」、「Yahoo」は「著名」標章である事実を重ねて主張しているが、商標権侵害を主張していない。調べると、原告は起訴時即ち 1998 年又は 1999 年に有しうる商標権は登録第 00893027 号(商品区分 009)、登録第 00840454 号(商品区分 016)、登録第 00108684 号(商品区分 036)、登録第 00840797 号(商品区分 025)、登録第 00105240 号(商品区分 042)であり、商標の登録数及び商標登録の区分を見ると、被告の商標法違反を主張できるはずである。その上、經濟部智慧財産局(89)智商 980 字第 890015273 号は「他人が登録した商標をドメイン名にし、ウェブページ上又はその他の情報上当該商標権者と同一又は類似の商品又は役務を提供することを表徴することは、商標権の侵害に該当することになりうる。」とあり、他人の登録商標をドメイン名として登記を行うのは依然に商標法違反を構成する可能性がある。

提訴時に原告がどの要素を考慮して被告の商標法違反を同時に主張しなかったのかはさておき、現行公平交易法第 22 条の規定によると、「著名商標」であって且つ「商標登録を受けていない」商標に限ってのみ本条規定を適用することができる。換言すれば、登録済みの商標は商標法を適用し、商標法のみに基づいて権利主張しなければならない点に留意しなければならない。

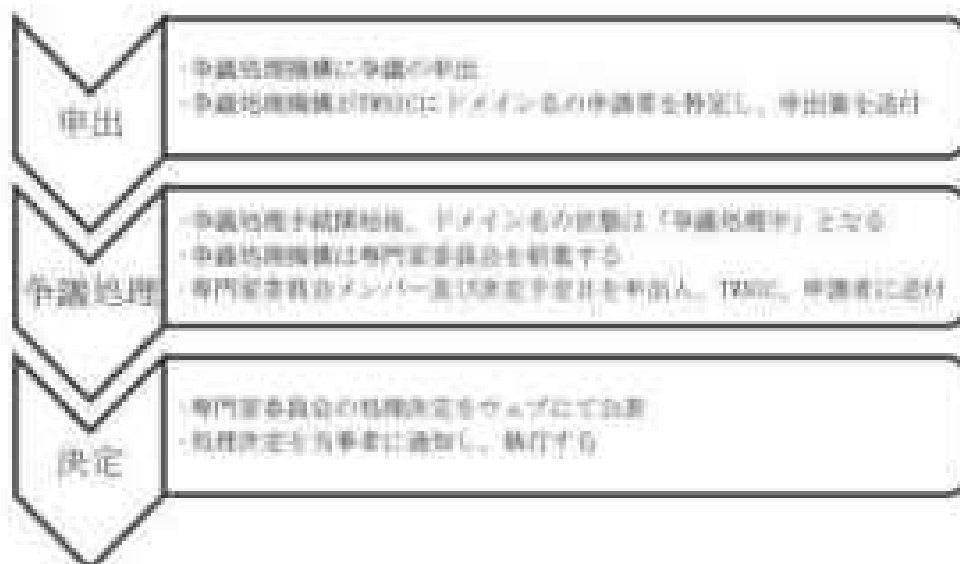
4. その後の発展

本件判決が 2000 年 12 月 31 日に下された後、台湾網路資訊中心(以下、TWNIC と略称)は 2001 年 3 月 8 日に「網域名称爭議処理弁法」を公布した。本弁法は ICANN(Internet Corporation for

Assigned Names and Numbers)に基づき制定されたものであり、その処理の範囲は国別コードトップレベルドメイン(ccTLD)がtwであるドメイン名に限られている上、中立原則を採っており、申出人と登録者との間の争議に介入しない。

処理の案件類別は、一、ドメイン名は申出入の商標、標章、氏名、事業名又はその他の標識と同一又は類似であり、混同のおそれがある；二、ドメイン名の申請者がその名称に権利又はその他の正当な利益がない；三、ドメイン名の申請者に悪意がある、とある。なお、これら争議は現在TWNICが認可する争議処理機構、即ち資策会科技法律中心と台北弁護士会が処理する。但し、争議処理機構は司法機関ではなく、争議処理の効果は、一、申請者のドメイン名を取り消し；二、申出人に当該ドメイン名を移転する、に限られる。

争議処理の流れは次のとおりである。



二、登録商標をハイパーリンクにする

1. 背景

原告会社は、2007年に台湾でT系列の商標を出願し、登録され、いずれも権利存続期間内である。原告会社のT系列商標は台湾の智慧財産法院に著名商標として認定され、「著名商標名録」に記載されている。¹⁹しかし、被告会社は、原告の同意を得ずにT系列商標を冒用し、大量の悪意のリダイレクト広告を掲載した。関連サイトにおいて「T系列の商標」というハイパーリンクをクリックすると、被告会社のサイトにアクセスする文章が214篇もあり、原告会社は自身の商標が侵害され、商標法及び公平交易法に違反を構成すると主張した。

2. 裁判所の判断²⁰

商標権侵害とは、商標法第68条に明文でその行為態様を挙げられている。いずれの行為態様において、商標を商品またはサービスに「使用」することが要件である。商標法第5条の商標使用に関する定義によると、商標使用とは、販売目的に基づき、関連消費者にそれは商標であると認識させることができる行為という。インターネット上のハイパーリンクは、ユーザーがクリックするとウェブブラウザが当該ハイパーリンクの示すウェブサイトへアクセスする。即ち、ハイパーリンクは、サービスが所在するインターネット上のアドレスを示すものであり、直接に商標が示した商品またはサービスと結び付くわけではないとして、商標の使用の定義に合致しないと認定すべきである。そのため係争リダイレ

¹⁹ 著名商標名録の紹介は第三章第一節三、商標権侵害に対する救済をご参照ください。

²⁰ 智財法院 106 民商訴字第 3 号判決（判決日：2017 年 9 月 29 日）。

クト行為は原告の商標権の侵害にあたらない。

しかし、係争リダイレクト行為はウェブサイトに表示されている T 系列の商標（または小文字のもの）のハイパーリンクを被告会社のサイトにリダイレクトし、元々 T 系列の商標のハイパーリンクを見て、原告会社の関連情報を閲覧する意向があるネットユーザーを強制的に被告会社のウェブにアクセスさせるものであり、外観的に T 系列の商標にみえるのに、実際に接続したリンク先の内容が異なっていることは「欺罔」の性質がある。また、現在の電子商取引が発展した市場競争の秩序において、サイト訪問数（サイトのアクセス回数）はインターネット経済の大きなビジネスチャンスであるので、欺罔の性質を有するハイパーリンクは取引の秩序に影響すると認定することができる。以上のことから、係争リダイレクト行為が公平交易法第 25 条に違反し、不正競争になったと認定することができる。

3. 分析

本件は、新しい権利侵害の態様であり、商標法だけでは権利者の権益を維持できず、公平交易法により商標権者の権利が行使できた例である。このことは、本件の「リダイレクト」行為は、商標を商品または役務に使用した行為ではないとの判決理由から、被告の行為が商標法の違反に該当しないことが分かる。しかし、被告の行為は明らかに取引秩序に影響したので、公平交易法第 1 条「取引の秩序及び消費者の利益を維持し、自由と公平な競争を確保し、経済的な安定と繁栄を促進するために、特別に本法を定めた」によると、当然公平交易法が介入しなければならない行為態様に該当するとして、裁判所は、被告が公平交易法第 25 条に違反したとして原告への賠償を命じた。

第四節 サイト削除の対策

一、背景

告訴人 A 社が自分は日本の有料放送チャンネルの視聴著作の著作権者である（以下、併せて「係争著作権者」という。）と主張する。告訴人 A 社は各有料放送チャンネルの視聴著作の視聴の管理方法につき、日本企業 B 社に「B システム」での管理を委託している。当該「B システム」は係争著作権者の有料テレビチャンネルに対し、視聴を規制していて、契約締結した料金を支払ったユーザーしか各チャンネルの視聴著作を視聴できないという技術的保護手段である。

被告らは係争著作権者が日本の有料テレビチャンネルの公開放送される視聴著作の著作財産権を有すること、かつ「B システム」は B 社の各有料テレビチャンネルで放送される視聴著作に技術的保護手段を講じていることを知っていたながら、2012 年 5 月にロック解除のプログラムをダウンロードした後、暗号解読キー、視聴チャンネル及び視聴期限等の情報を含む電磁的記録を「B-カード」に書き込み、当該「B カード」を上述の「B システム」の保護的技術手段を回避できるようにした上、あるウェブサイト、Yahoo! 奇摩ネットオークション、露天ネットオークションで暗号解読キー等の電磁的記録のある「B カード」の販売情報を掲載し、不特定の人に販売していた。被告らは著作権法違反、文書偽造等の罪を犯した。

二、裁判所の判断²¹

本件 B 社の「B システム」の受信機において、「B カード」は

²¹ 智財法院 105 刑智上訴字第 32 号判決（判決日：2017 年 6 月）。

告訴人が製造し又は製造許諾をした正規の「Bカード」であるか否かを検査、認証する保護措置が設けられており、このような保護措置は、即ち告訴人こと著作権者が他人による著作物への無断アクセスを禁止又は制限するために用いる技術的保護手段に該当するのであり、告訴人から合法的な許諾を得ることなく、前記技術的保護手段を回避するための部品を公衆の使用に供することができない。調べると、被告二名は無断で暗号解除キー、視聴可能チャンネル及び視聴期限等情報を含む電磁的記録を、技術的保護手段を回避する機能をもつ「Bカード」に書き込んだ後、これを不特定者に販売していた。被告二名はいずれも著作権法第80条の2第2項「解除、破壊または、技術的保護手段回避用の設備、器材、部品、技術または情報を合法的に許諾を得ずに製造、輸入、公衆の使用に供し、公衆に役務を提供してはならない」の技術的保護手段回避用部品を他人に提供してはならないとの規定に違反し、同法第96条の1第2号により処罰をすべきである。

しかし、告訴代理人の告発事実によると、解除済みの「Bカード」は告訴人があるウェブサイトから購入したものであり、その差出人は被告らの父親の名義である。よって国際間の違法取引行為では、あるウェブサイトを立ち上げた者が黒幕として当該ウェブサイト「Bカード」を販売してから、本件被告に発注し、被告に日本へ直接郵送するよう要求したものであることも考えられる。裁判所は、真正の差出人が被告であるからと言って、被告があるウェブサイトを立ち上げた者または当該ウェブサイトの共同経営者であると推定することができないと認定した。また、被告があるウェブサイトの存在を知らなかったと弁解したが、その可能性もあり、「疑わしきは罰せず」の原則により、被告があるウェブサイトを通じて「Bカード」を販売していたとは認定しなかった。

三、分析

本件の特徴は、被告ら(台湾人)は、Yahoo!奇摩ネットオークション、露天ネットオークションで技術的保護手段を回避する「Bカード」を販売するほか、日本語のウェブサイトを紹介して日本人にも販売していたことである。これらの犯罪被疑者及び犯罪行為が各地に点在していたこと、及び結果的に裁判所は、あるウェブサイトを立て上げた人は被告であると確認できないと判断したことから、インターネットでの模倣品販売は、実体の店舗での販売より特定しにくく、販売ルートが多様で、情報流通が早く追跡しにくい特性を有することが分かる。そのため、権利者がこのような権利侵害行為に遭った場合、裁判所に犯罪被疑者の情報を確認させるために、より積極的な方法を探り、自らまたは検察機関に調査を請求し、より具体的な資料を裁判所に提供することが望ましい。

ウェブサイトの所有者を確認するにあたり、権利者は WHOIS、IPADDRESS、Domain By Proxy、IP Location Finder 等を介し、当該サイトのドメイン名、ドメイン状態、IP アドレスを確認することができる。

権利者は上記の情報を取得した後、さらに自らが問い合わせるかまたは検察機関に ISP 業者に係争サイトの所有者の情報を問い合わせるよう請求することができる。注意しなければならないのは、ISP 業者は自社のサイトにおいて連絡先を提供していることが多いものの、必ず連絡先から回答があるとは限らない。権利者が自ら問い合わせても回答があるとは限らないので、権利者が告訴し、捜査段階に入っているのであれば、犯罪被疑者を確定するために、検察機関に調査するよう請求することができる。

四、その後の発展

本件被告らはあるウェブサイト、Yahoo!奇摩ネットオークション、及び露天オークションにおいて当該暗号解読キー等の電磁的記録のある「Bカード」の販売情報を掲載していた。これに対し、権利者が訴訟で被告らに対し民事刑事の責任を追訴することができるほか、第四章第三節四、IPS 業者への削除請求で紹介した各 EC サイトの自主規定や通報システムを介し、Yahoo!奇摩ネットオークション、露天オークションに通報すれば、当該権利侵害した内容や関連情報の削除またはアクセスできないように対処してもらえる。

しかし、被告が自ら設立したサイトの場合、権利者はどのようにウェブの削除を請求し、自身の権益を維持するのか。著作権法第3条第19項の接続サービスプロバイダーとは、その管理又は運営するシステム又はネットワークを通じて、有線又は無線により情報の送信、転送、受信を行い又は前述の過程において、仲介及び一時的な保存サービスを提供する者である。中華電信の Hinet も ISP 業者であるため、上記の「通知と削除」という制度も適用される。言い換えると、権利者は WHOIS、IPADDRESS、Domain By Proxy、IP Location Finder 等で当該サイトのドメイン名、ドメイン状態、IP アドレスを確認した後、直接に当該 ISP 業者に連絡し、削除を要請することができる。しかし、実際に要請するにあたって、ISP 業者が外国業者であるため、連絡する手段がない、連絡をしても回答がないなど、なかなか進展しないことがある。また、ISP 業者から、係争サイトが確かに権利侵害したことに關する証拠を要求されることもある。この証拠とは通常、公式文書を指す。商標及び特許の案件において、通常は登録証書を指すものの、著作権の案件において、台湾が保護主義を採用していて、公式文書がないので、著作権者が訴訟提起し、裁判所から判決を

取得し、その判決を証拠としなければならないので、相当な日数がかかってしまう。通常、権利者が ISP 業者に公式文書を提出すれば、削除してもらえることが多い。さらに本件でいうと、アドレスはあるウェブサイトと同じでなくても、類似するアドレスに変更されても、一部の ISP 業者は権利侵害アドレスの削除に協力する。権利者が本件と類似する侵害に遭った場合、「通知/削除」の仕組みを利用すれば、迅速かつ有効的に自身の権益を維持することができる。

第五節 ECサイトの責任追及

一、事例概要

日付	当事者	検察署・裁判所	事件番号
2016.1.6	EC サイト業者 ²² へ通報するが解決せず		
2016.6.20	責任者 D ²³ に対して告訴提起		
2016.9.30		不起訴処分	台北地検署 105 年度偵字第 18511 号
	再議申立		
2016.11.6		再議棄却	高等検察署智慧財産分署 105 年度上声議字第 516

²² 判決を見ると、「淘宝（タオバオ）」及び「阿里巴巴（アリババ）」に対して提訴されたものであり、二者はいずれも阿里巴巴グループ傘下の EC サイトである。阿里巴巴グループ傘下には複数のオンラインショッピングサイトがあるものの、知的財産権に関する通報は同一のプラットフォームで対応するため、阿里巴巴グループ傘下のオンラインショッピングサイトに対する通報は同じページへリンクされる。

²³ D は外国法人 B 社、C 社の台湾における責任者である。B 社と C 社はそれぞれシンガポール企業と香港企業であるものの、いずれも阿里巴巴グループ傘下の企業であり、台湾拠点として台湾で支社を設立していた（ただし、当該二社は現在すでに登記が抹消されている）。阿里巴巴グループは外国会社であるため、追訴するのが困難であり、責任があると検察官に認定されたとしても、どのように執行するのかにも問題があるため、本件告訴人は台湾で支社を設けている B 社と C 社、及び当該 2 法人の台湾における責任者 D を被告にしたものと思われる。

2016.12.16	法人 B、C、D ²⁴ を被告として 追加、自訴 ²⁵ 提起		
2017.5.17		自訴不受理 ²⁶	彰化地院 105 年度自字第 17 号
	控訴		
2017.7.12		原判決取消し、 地裁へ差戻し ²⁷	智財法院 106 年度刑智上易第 51 号
2017.12.29		自訴棄却	彰化地院 106 年度自更（一）字第 1 号
	抗告		
2018.5.14		抗告棄却	智財法院 107 年度刑智抗第 3 号
	再抗告		
2018.6.27		再抗告棄却	最高法院 107 年度台抗字第 571 号
2018.8.31	新罪名を追加、 自訴再提起		
2018.10.9		自訴不受理 ²⁸	彰化地院 107 年度自字第 13 号

この案件は、台湾でモバイルバッテリーLED 作業灯を発明し、2016 年に特許を取得した権利者 A が、海外の EC サイトにて A の著作物を侵害する疑いのある複製物を発見し、さらに、当該 EC サイトに権利者が製作した説明書を用いて販売していることを発見し、EC サイトにサイトの指示に基づき、関連商品ページの取り下げをするよう通報したが、EC サイトから積極的な対応してもら

²⁴ B、C、D の関係は前註を参照。

²⁵ 「自訴」と「公訴」の審理方法は同じ。主な違いは、「自訴」案件の原告は「自訴人」本人であるが、「公訴」案件の原告は検察・警察である。「自訴」は一般人が自費で弁護士に訴訟提起を依頼し、「公訴」は国が検察・警察に依頼して訴訟する。知的財産権案件の多くについて検察官が公訴する件数は高くないため、自訴による提起が多い。

なお、自訴は誰でも自費で刑事訴訟を提起できるが、濫訴を防ぐため必ず弁護士に依頼することと刑事訴訟法で改正された。

²⁶ 本案の自訴事実と告訴事実が同じであり、同一事件である上、自訴人はいかなる新事実証拠を提出していないため、刑事訴訟法第 343 条により第 260 条を準用し、不受理とされた。

²⁷ 二審裁判所は、自訴では法人 B 社、C 社を被告に追加した上、訴える事実が異なり、新証拠も提示されたため、これについて自訴不受理の判決を下すべきではないとして、原審に差し戻した。また、被告 D については、原審の認定は妥当であり、控訴を棄却した。

²⁸ 裁判所は本件犯罪事実と侵害された法的利益の基本的社会事実がいずれも前の自訴と同じであり、前後で主張する罪名が異なるからといって同一事件ではないとは言えないとして、不受理判決を下した。

えず、EC サイトの責任を追及した事例である。

権利者はまず刑事告訴を提起し、検察官による責任追及を期待したが、検察官は不起訴処分を下した、これに不服した権利者は、自訴を提起し、最初は一事不再理の法理によって自訴は不受理されたが、控訴審で不受理処分が棄却され、地方裁判所に差し戻された。権利者の主張は裁判所に実質審理されたが、結局、EC サイトの責任を認められなかった。

二、裁判所の判断

裁判所は、EC サイトは、インターネット上のプラットフォームを提供して出品者に商品を陳列させ、顧客の購入を誘引するが、EC サイトで陳列されている商品は、EC サイトの業者が製造、販売するものではない上、商品の情報も EC サイト業者が掲載するものではないことから、著作権法に定める複製物を複製又は流布、公然陳列、所持する等他人の著作財産権を侵害する犯行がないことは明らかであるとした。

また、EC サイトの経営管理者は、調査を行う公権力を有さず、通報された出品者が確かに抗告人の権利を侵害しているか否かについては、サイトの経営者の立場では実に認定し難い。

現行の台湾の著作権法によると、著作者が著作を完成した時点で既に著作権を有し、主務官庁に登録を行う必要がないことから、A は著作権を有するか否か、その著作財産権が侵害されているか否かは認定し難い。よって、EC サイト業者が通報を受けた後、直ちに関連商品を取り下げなかったことを理由に、被告が著作権法に違反し、他人の著作財産権を侵害する故意があると認定することができないと判断した。

三、分析

出品者が EC サイトで模倣品の情報を掲載することに対する EC サイトの責任をどう定めるかにつき、以前から議論がある。EC サイト業者が知的財産権者と連携し、ネットでの権利侵害行為を阻止するよう奨励するために、台湾は国際潮流に応じ、2009 年に著作権法の第六章の一において「インターネットサービスプロバイダーの民事免責事由」を追加した。簡単にいうと、台湾が定めた民事免責とは、インターネットサービスプロバイダー（以下、ISP 業者という）が権利者に協力し、通知/削除（Notice & Take Down）の手続きを行うことを指し、この手続きにより ISP 業者は、自身のサービスの利用者が他人の権利を侵害する行為に対して、当該実際の権利侵害者である利用者と共に権利侵害者として訴えられるリスク、または当該利用者により民事の違約責任で訴えられるリスクを避けることができる。

一般的にいうと、EC サイトは多くの出品者を引きつけ、高い閲覧率、訪問数、及び成約率を実現するために、EC サイトが出品者の資格への審査及び商品の検査を厳格に行わないことが多い。EC サイトの出品者がますます多くなる現状において、逐一審査することは実質上困難であるにもかかわらず、EC サイト業者は、利用者（出品者）が著作権を侵害すると連帯責任を負わなければならないリスクに常にさらされていたので、この民事免責制度を盛り込んだ台湾の著作権法の改正は電子商取引の発展にとって大変有益なものである。

EC サイト業者が協力せずに削除しない場合、どういう責任を生じるかにつき、著作権法には関連の規定がない。本件は EC サイト業者の責任を追究する関連判決であり、裁判所は「EC サイト業者自身は模倣品を製造、販売していないうえ、著作権が侵害され

たかにつき認定することが難しく、EC サイト業者に著作権を侵害する故意がない」として、EC サイト業者の責任を否定した。この判決が作成された後、EC サイト業者は、協力せず削除しない行為に対し、「権利侵害であるか否かを認定するのは難しい」ことを理由にして、自身の責任を否認することができるかにつき、今後の動向を観察する必要がある。

四、留意点

本件で裁判所は、EC サイト業者が模倣品を認定するのは難しいため、EC サイト業者の故意がないと、EC サイト業者の責任を否定した。ただし、留意していただきたいのは、本件において権利者が主張した対象は著作権であり、商標権、専利権と異なり、著作権の場合、すぐに判定できる如何なる証書もない。また、権利者は同時に出品者に対して如何なる法的手段も採っていなかったため、裁判所は権利侵害の事実が存在しているかにつき何ら討論しなかった。さらに、本件の被告はいずれも外国の会社であり、裁判所が被告に責任があると認定したとしても、どう執行するかも問題である。以上をまとめると、当判決があるからといって、台湾の EC サイト業者も同じ主張をすることができるかは、なお疑問である。

権利者は自分の権利を主張するために、EC サイト業者に削除を要求する場合、業者に容易に権利侵害事実の存在を認定させる必要がある。権利者はできるだけ資料を揃え、EC サイト業者とどのように連携し、権利侵害者に権利を主張するかに注意しなければならない。また、自力で証拠収集することが困難であるため、自訴ではなく告訴をして、司法機関に調査協力してもらうことが望ましい。また、責任追及する際に、ISP 業者の責任のみではなく、権利侵害者の責任を追及することを薦める。一方、EC サイト

業者は権利者に責任を追究されないよう、権利侵害の通報に対してできるだけ明確な基準を設けて審査すべきである。

第六章 インターネットを介した模倣品対策一問

一答

問題①：模倣品サンプルを購入した証拠を残したいが、多様化になる取引形態（代金引換方式しかない、運送業者にしかたどりつかないなど）にいかに対応するか？

第二章で紹介したように、EC サイトは支払いサービスを提供しているが、利用者および販売者は必ずしもその支払い方法を利用する必要は無い。例えば、代金引換方式等のキャッシュでの支払いの場合、販売者の銀行口座への送金情報などの記録がなく、販売者本人にたどりつくのは困難な場合がある。だが、代金引換の場合、必ず運送業者又は通関業者を利用しているので、販売者が誰であるのかを判明できない場合、運送業者又は通関業者を訴えることもできる。

また、運送業者・通関業者が絡む案件は詐欺罪を構成する可能性があるため、警察はこのような案件にはかなり敏感である。従って、販売者にたどりつけないが、運送業者・通関業者の情報を把握している場合、警察に相談するのも一つの手である。運送業者・通関業者は顧客の個人情報（即ち販売者の情報）を守るため、販売者を特定できる情報を提供することによりかなり抵抗すると思われるので、販売業者の情報を明らかにするには、警察機関による捜査の協力が必要不可欠である。

問題②：台湾では、模倣品は大体どのウェブサイトで販売している？模倣品販売の態様について紹介してください。

現在、台湾ではいくつもの大手 EC サイトがあり、それぞれに出品システムが設けられているため、模倣品販売者にとっても利用しやすいプラットフォームになっている。例えば、Yahoo!奇摩、露天などが挙げられる。また、海外の EC サイト、特に中国の EC サイト

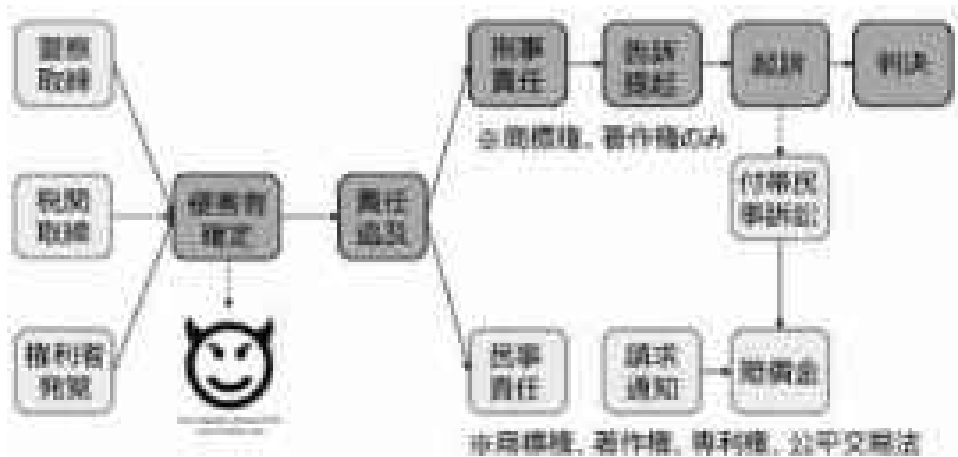
トは、台湾の消費者にとって、言語の壁がなく、利用するハードルが低いため、台湾では人気上昇し、利用者が増えつつある。その他に、SNS を利用した模倣品販売もしばしば見られている。これらのサイトの詳細について、第二章にて紹介しているので、ご参照ください。

問題③：模倣品に関連する権利の保護要件などは何がある？模倣品に関連する法律を紹介してください。

模倣品とは、商標法、著作権法、または専利法に基づき、権利行使できる者以外の物が製造したものであって、権利者が製造したものであると誤解を招く有体物のことをいい、模倣品と最も直接関わりのある法規は商標法、著作権法及び専利法である。

詳細は、第三章をご参照ください。

問題④：模倣品はどのように取り締まられている？取り締まり機関はどこにある？



インターネットを介した模倣品の取締りは、おおよそ上図のような流れとなる。まずは模倣品の発覚、次に権利者と取締機関の連携により侵害者を特定し、責任追及の手続に入る。

商標法や著作権法にて権利侵害者の刑事責任について規定されているため、警察や検察署には取り締まる権限があり、台湾における主な取り締りの対象である。また、税関は知的財産権保護の観点か

ら、違法な貨物の輸出入を防ぐため、取締りではないが、権利侵害商品を差し止めする制度がある。

これらの詳細は第四章に紹介させていただく。

問題⑤：インターネットを介して販売されている模倣品が海外で製造されたものであれば、台湾に輸入される際に必ず税関を通らなければならない。権利者は税関に模倣品の取り締まりの協力を要請することができるか？

台湾の税関は商標権、著作権の侵害物品の輸出入の防止を強化するため、税関の登録制度を設けられている。商標権者又は著作人が財政部関税署の「関港貿単一窓口」のウェブサイトに権利関連内容（商標登録番号、商標権又は著作権の権利ある期間など）と申請人（商標権又は著作権の権利者又はライセンサー）資料を税関に提出し、税関で一定の登録手続きを完了すれば、税関は登録資料に基づき商標権、著作権の侵害物品の有無を常にチェックし、侵害疑義物品を発見した場合、権利者にその旨を連絡し関連措置を行う。詳細は、第四章第二節をご参照ください。

問題⑥：ネット上模倣品を発見したらどこに摘発すればよいか、その手続きの流れを教えてください。

商標権や著作権侵害の模倣品の場合、警察に告発（権利者の場合、告訴を提起することもできる）すればよい。警察は取り締まり機関として、侵害者の刑事責任を追及する。情報提供程度であれば、定められたフォームや手続きがないが、正式な告発等の場合、一般に、警察での「報案三聯単」に犯罪事実等を記入し、警察で調書を作成するのが一般的な手続きである。

詳細は、第四章第三節をご参照ください。

問題⑦：商標権者、著作権者及び専利権者は権利侵害に対して公平交易法を通じて正当な競争秩序のもとその権利を行使できる。権利

者は裁判で侵害者に対し民事賠償を主張するルートの他に、主務機関に調査や処理を請求することもできるか？

公平交易法第 26 条により、公平交易委員会は公平交易法に違反し、公共利益を害する事情の告発に対しに調査をする義務がある。告発の方法について、権利者は公平交易委員会に書面（電子メール又はファックス等）又は口頭（記録又は意見陳述書面を作成）で具体的に事実を陳述すること又は公平交易委員会のホームページに相談/告発窓口に

(<https://www.ftc.gov.tw/internet/main/mailbox/mailbox.aspx>)氏名、連絡先及び告発内容（1000 字以内）を記入して提出することもできる。詳細は、第四章第三節をご参照ください。

問題⑧：ドメインネームは海外に登録しているが、主謀者が台湾にいる場合、いかに対応するか？

主謀者が台湾にいることが判明した場合、権利者は主謀者に対して直ちに提訴する以外に、一般的に考えられる取り得る措置としては警告書又は通知書簡の送付が挙げられる。警告書又は通知書簡の送付により、多くの主謀者は自主的にウェブサイトの情報を削除する。一方、主謀者が削除しなくても、警告書の送達以降は、権利侵害者の知的財産権を侵害している事実を知っていることになるため、後の訴訟上、権利侵害者がその権利の存在を知っていたこと、つまり故意に侵害していたことの裏付けとなり、権利者にとってコストも低くて効率のよい方法である。警告書について詳しい内容は第四章の第三節発見段階をご参照のこと。

問題⑨：模倣品販売サイト自体を削除したいが、どうすればよいか？

著作権法第六章の一の「通知と削除」制度を設けられた後、ほぼ全ての ISP 業者は知的財産を保護する事業者の自主規定や通報システムを制定している。現在、台湾で模倣品販売サイトの削除

について権利者は、知的財産権に関する証明文書を提出すれば、ISP 業者の多くは権利者の要求に従って、模倣品販売サイトを削除する。ウェブサイトに模倣品取下げ請求についての詳しい内容は第四章の第三節をご参照ください。

問題⑩：海外のウェブサイトに模倣品取下げ請求ができるか？実際に取り下げるか？

海外のいくつかの国にも「通知と削除」制度と類似する制度が設けられているものの、海外の ISP 業者に連絡を取るのはかなり困難なので、海外のウェブサイトに模倣品取下げ請求を行っても、実際にはかなりの時間を要する。なお、海外の ISP 業者は模倣品取下げ請求を出す者が確かに権利者なのかを慎重に判断するため、権利者の身分証明、知的財産の権利証明又は「侵害事実」についての証明は公的機関の文書を要求することが多い。そのため、「侵害事実」を証明するために権利者は侵害者を提訴しなければならなくなり、判決まで待たなければならない。ウェブサイトに模倣品取下げ請求についての詳しい内容は第四章の第三節をご参照ください。

問題⑪：権利者は侵害者に対してどのような権利をもつ？

刑事責任と民事責任に大きく分けることができる。刑事上、権利者は被害者として告訴する権利を有し、侵害者に対して責任を追求することができるが、刑事責任は商標権や著作権侵害のみなのでご留意いただきたい。その他に民事上では、侵害排除や賠償請求などを求める権利がある。

詳細は、第四章第四節ご参照ください。

問題⑫：模倣品対策の一環としての和解ではその達成の時点の異なりにより影響はあるか？

和解する時点に関して特に規定はなく、権利者のビジネスによ

って和解達成の時点が異なる。だが、和解は達成の時点よりも和解の作成方法が権利者にとって影響が大きい。この原因は和解契約が民法上の債権契約の効力しかなく、実体法上当事者双方を拘束することができても、違反した場合は債務不履行の効果しか生じず、裁判所判決の既判力及び執行力を有しない。よって、権利者は自分の権益を保護するために、和解契約を公証しておくほうが得策である。一旦和解契約が公証されれば、侵害者が当該和解契約の条件を履行しなかったときに、強制執行法第4条第4項の規定に基づき、当該和解契約を債務名義として、直接強制執行を行うことができる。和解の詳しい内容は第四章の第四節責任追及段階をご参照ください。

問題⑬：正規品を取り扱う事業者のウェブサイト自体が模倣され、そこで模倣品を販売している場合、いかなる対策を取れるか？

このような侵害態様に対しては、侵害者を発見するのが重要である。具体的に言えば、模倣品を販売しているウェブサイトがどこでドメインネームが登録されているかは先に確認しなければいけない。ドメインネームを確認する方法はいくつかあり、例えば、第五章に全て紹介された WHOIS、IPADDRESS、Domain By Proxy、IP Location Finder など、これらを経由して、模倣品を販売しているウェブサイトのドメイン名、ドメイン状態、IP アドレスを特定できる。

次は2つの手段が考えられる。一つは権利者が自ら模倣品がインターネットを通じて販売されている事実を証明できる証拠を収集し（例えば、ウェブサイトの公証）、調査機関へ告発又は告訴する。また、犯罪事実の調査は調査機関に依頼する。だが、ネット犯罪による権利侵害は非常に速いため、逐一権利者が司法救済のため裁判所へ民事、刑事訴訟を提出しなければ権利侵害者に権利侵害責任を追及できないなら、権利侵害対策は追いつかない。

インターネットでの各種権利侵害は何れもインターネットサービスの提供者(以下、ISP 業者という)が提供したサービスを介したものであることを考慮し、ISP 業者にインターネットで流通する権利侵害資料を削除するよう直接に要請することは、効率的な方法である。なお、2009 年、著作権法第六章の一において「インターネットサービスプロバイダーの民事免責事由」が追加された後、殆どの ISP 業者は「通知と削除」に従わなければならないので、権利者は権利者の身分証明、知的財産の権利証明とほかの権利侵害関連資料を ISP 業者に直接に送って、当該権利侵害したウェブサイトの情報の削除を要請することをお勧めする。

問題⑭：模倣品販売サイトでは商標を使用し、模倣品を販売しているが、実際に送られた商品には商標がついていない場合、商標権侵害として訴えることができるか？

販売サイトに商標が掲載しているのであれば、販売の申出に商標を使用しているため、商標権侵害が成立する。たとえ送られてきた商品に商標が使用されておらず、商品自体は商標権侵害に該当しなくても、販売サイトの方は商標権侵害を構成するので、知財警察に訴えることができる。

また、ホームページにて正規品メーカーが使用している写真等をそのまま転用している場合、著作権法違反に該当し、著作権法違反としての責任を追及することができる。詳細は、第五章第二節をご参照。

問題⑮：ドメインネームに商標権登録のある文字を入れることは商標権侵害として訴えられるか？

経済部智慧財産局 (89) 智商 980 字第 890015273 号「他人の登録商標をドメイン名にし、ウェブページ又はその他の情報において、当該商標権者と同一又は類似の商品又は役務を提供することを表徴することは、商標権の侵害に該当することになりうる」と示さ

れているため、他人の登録商標をドメイン名として登記することは商標法の違反になるおそれがある。商標権者は当然商標法関連規定により権利を主張することができる。

また、公平交易法第22条第1項において、「事業者はその営業において提供する商品又は役務において、次に掲げる行為をしてはならない。一、著名な他人の氏名、商号若しくは社名、商標、商品の容器、包装、外観又は他人の商品を示すその他の表徴をもって、同一若しくは類似の商品に同一又は類似の使用をしたため、他人の商品と混同を生じさせたり、当該表徴を使用した商品を販売、運送、輸出若しくは輸入する行為。二、著名な他人の氏名、商号若しくは社名、標章又は他人の営業、役務を示すその他の表徴をもって、同一若しくは類似の役務に同一又は類似の使用をしたため、他人の営業若しくは役務の施設又は活動と混同させる行為」と規定されている。そのため、他人の商標をドメイン名として登記した場合において、権利者は公平交易法により権利を主張することができる。ただ、同条第2項において、第1項により主張できる場合は「未登録」の商標に限ると規定されているので注意が必要である。商標が他人のドメイン名として使用された場合、権利者は法により権利を主張することができるほか、TWNIC（財団法人台湾網路資訊中心）が公布した「網域名稱爭議處理辦法(ドメイン名爭議処理弁法)」により苦情を申立てることもできる。詳しい内容は第五章の第三節をご参照ください。

添付資料

商標法（抜粋）

第 68 条

商標権者の同意を得ずに、販売を目的として、次のいずれかに該当する場合は、商標権侵害となる：一、同一の商品又は役務に、登録商標と同一の商標を使用した場合。二、類似の商品又は役務に、登録商標と同一の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。三、同一又は類似の商品又は役務に、登録商標と類似する商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。

第 69 条

商標権者は、その商標権を侵害した者に対し、その除去を請求することができる。侵害のおそれがある場合は、侵害防止を請求することができる。商標権者が前項の規定により請求するとき、商標権侵害に係る物品及び侵害行為に利用される原料又は器具を廃棄するよう請求することができる。但し、裁判所は侵害の程度及び第三者の利益を斟酌した後、その他の必要な処置を行うことができる。

商標権者は、故意又は過失によりその商標権を侵害された場合、損害賠償を請求することができる。

前項の損害賠償請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者の存在を知ったときから 2 年間行使しないと消滅する。侵権行為があったときから 10 年を経過した場合も同様である。

第 70 条

商標権者の同意を得ずに、次のいずれかに該当する場合は、商標権侵害とみなす：一、他人の著名な登録商標であることを知りながら、同一又は類似の商標を使用して、該商標の識別性又は信用・名誉を損なうおそれがある場合。二、他人の著名な登録商標であることを知りながら、該著名商標中の文字を自己の会社、商号、団体、ドメインネーム又はその他営業主体を表徴する名称とし、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある、又は該商標の識別性又は信用・名誉を損なうおそれがある場合。三、第 68 条の商標権侵害に該当するおそれがあることを知りながら、商品又は役務と結び付いていないラベル、タグ、包装容器、又は役務と関係のある物品を製造、所持、展示、販売、輸出又は輸入する場合

第 71 条

商標権者は損害賠償を請求する場合、次の規定により択一して請求することができる。一、民法第 216 条の規定による。但し、その損害を証明する

ための証拠方法を提供できない場合は、商標権者はその登録商標を使用して通常得られる利益から、侵害された後同一商標の使用によって得た利益を控除し、その差額を蒙った損害とすることができる。二、商標権侵害行為によって得た利益による。商標権を侵害した者がそのコスト又は必要経費について立証できない場合は、該商品を販売して得た収入の全部を所得利益とする。三、押収した商標権侵害に係る商品の小売単価の1500倍以下の金額。但し、押収した商品が1500個を超えた場合は、その総額を賠償額とする。四、商標権者が他人の使用を許諾して受け取るロイヤリティーの金額をその損害とする。

前項の賠償金額が明らかに不相当である場合、裁判所はこれを斟酌して減額することができる。

第95条

商標権者又は団体商標権者の同意を得ずに、販売を目的として、次のいずれかに該当する場合は、3年以下の懲役、拘留若しくはニュー台湾ドル20万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する：一、同一の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と同一の商標を使用する。二、類似の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と同一の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある。三、同一又は類似の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と類似の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある。

第97条

他人の行った前二条の商品であることを知りながら、販売、又は販売を意図して所持、展示、輸出又は輸入した場合は、1年以下の懲役、拘留若しくはニュー台湾ドル50,000元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電子メディア又はネットワーク方式を通じて行った場合も同様である。」

著作権法（抜粋）

第 84 条

著作権者または製版權者は、その権利を侵害した者に対し、その侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。

第 85 条

著作人格権を侵害した者は、損害賠償責任を負わなければならない。財産上の損害ではない場合においても、被害者は相当の金額の賠償を請求することができる。

前項の侵害について、被害者は著作者の氏名もしくは名称の表示、内容の訂正、またはその他名誉回復に適切な処分を請求することができる。

第 87 条

次の各号のいずれかに該当するときは、本法に別段の定めがある場合を除き、著作権または製版權を侵害したものとみなす。一、著作者の名誉を侵害する方法でその著作物を利用した場合。二、製版權を侵害するものと明らかに知っていながら頒布した、または頒布を意図して公開陳列もしくは所持していた場合。三、著作財産権者もしくは製版權者から複製についての許諾を受けていない複製物もしくは出版物を輸入した場合。四、著作財産権者の同意を得ずに著作物の原作品もしくはその海外で適法な複製物を輸入した場合。五、コンピュータープログラムの著作財産権侵害にかかる複製物を営業に使用した場合。六、著作財産権侵害にかかるものであることを明らかに知っていながら、所有権の移転もしくは貸与以外の方法により頒布した、または著作財産権侵害にかかるものであることを明らかに知っていながら、頒布を意図して公開陳列もしくは所持していた場合。七、著作財産権者の同意もしくは許諾を得ずに、公衆がインターネットを通じて他人の著作物を公開伝達もしくは複製して著作財産権を侵害するのに供用することを意図して、公衆に著作物の公開伝達もしくは複製ができるコンピュータープログラムまたはその他の技術を提供し、利益を受けた場合。

前項第七号の行為者が、広告またはその他積極的な措置を採取して、公衆にコンピュータープログラムまたはその他技術を利用して著作財産権を侵害することを教唆、誘引、煽動、説得しているとき、当該号の意図を有する。

第 88 条

故意または過失により他人の著作財産権または製版權を不法に侵害した者は、損害賠償責任を負う。数人が共同で不法に侵害したときは、連帯して賠償責任を負う。

前項の損害賠償につき、被害者は次の規定により択一して請求することができる。一、民法第216条の規定により請求する。但し、被害者がその損害を証明できない場合は、その権利を行使した通常の状態から予期できる利益から、侵害を受けた後に同一権利を行使して得た利益を差引いた差額をもって、その受けた損害の額とすることができる。二、侵害行為により侵害者が得た利益を請求する。但し、侵害者がその原価または所要費用を証明できない場合は、その侵害行為により取得した全部の収入をその得た利益とする。

被害者が容易にその実際の損害額を証明できないときは、裁判所に対して侵害の情状を斟酌してニュー台湾ドル1万元以上100万元以下の賠償額を算定するよう請求することができる。損害行為が故意に為され、且つ情状が重大である場合は、賠償額をニュー台湾ドル500万元まで増やすことができる。

第90条の4

下記の規定に合致するインターネットサービスプロバイダーは、第90条之5～第90条之8の規定を適用する：

一、契約、電子伝送、自動探知システム又はその他の方法をもって、利用者にその著作権又は製版權にかかわる保護措置を告知していて、かつ、当該保護措置を確実に履行している。

二、契約、電子伝送、自動探知システム又はその他の方法をもって、利用者に権利侵害の事実が三回あった場合、全部又は一部のサービスを終了すると告知している

三、通知文書を受け取る連絡窓口の情報を公告している。

四、第三項の通用認証または技術技術措施を執行している。

接続サービス・プロバイダーは著作権者または製版權者から利用者による権利侵害行為に関する通知を受けた後、当該通知を電子メールで当該利用者に転送したときは、前項第一号の規定を満たしたものとみなす。

著作権者又は製版權者が著作権又は製版權を保護するための通用認証又は技術保護措置を提供し、主務官庁により許可を得たときは、インターネットサービスプロバイダーはこれに協力して実施しなければならない。

第90条の5

次に掲げる事情に該当する場合、接続サービス・プロバイダーはその利用者による他人の著作権又は製版權への侵害行為に対し、賠償責任を負わない。一、伝送した情報は利用者の発信又は要求によるものである。二、情報の伝送、送信、リンク又は保存が自動化技術により行われ、かつ、接続サービス・プロバイダーは伝送情報について如何なる選別又は修正も行っていない

第90条の6

次に掲げる事情に該当する場合、キャッシング・サービス・プロバイダーはその利用者による他人の著作権又は製版權への侵害行為に対し、賠償責任を負わない。一、アクセスした情報を変更しなかった。二、情報提供者が当該自動的にアクセスしたオリジナル情報を修正、削除又は遮断した際に、自動化技術により同一の処理を行った。三、著作権者又は製版權者から利用者が権利侵害行為に係わっているとの通知があった場合、直ちに当該権利侵害に係わる内容又は関連情報を削除又は他人のアクセスを不能にする。

第90条の7

次に掲げる事情に該当する場合、インフォメーション・ストレージ・サービス・プロバイダーはその利用者による他人の著作権又は製版權への侵害行為に対し、賠償責任を負わない。一、利用者が権利侵害行為に係わっていることを知らない。二、利用者の権利侵害行為から直接に財産上の利益を得ていない。三、著作権者又は製版權者から利用者が権利侵害行為に係わっているとの通知があった場合、直ちに当該権利侵害に係わる内容又は関連情報を削除又は他人のアクセスを不能にする。

第90条の8

次に掲げる事情に該当する場合、検索サービス・プロバイダーはその利用者による他人の著作権又は製版權への侵害行為に対し、賠償責任を負わない。一、検索又はリンクした情報が権利侵害に係わっていることを知らない。二、利用者の権利侵害行為から直接に財産上の利益を得ていない。三、著作権者又は製版權者から利用者が権利侵害行為に係わっているとの通知があった場合、直ちに当該権利侵害に係わる内容又は関連情報を削除又は他人のアクセスを不能にする。

第91条

無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した者は、3年以下の懲役または拘留に処し、又はニュー台湾ドル75万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

販売または貸与を意図して、無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した者は、6ヶ月以上5年以下の懲役または拘留に処し、又はニュー台湾ドル20万元以上200万元以下の罰金を併科できる。

光ディスクに複製する方法で前項の罪を犯した者は、6ヶ月以上5年以下の懲役に処し、またはニュー台湾ドル50万元以上500万元以下の罰金を併科する。

著作物を個人的に参考し、または公正に使用した場合、著作権侵害を構成しない。

第91条の1

無断で所有権を移転する方法で、著作物の原稿またはその複製物を散布し、他人の著作財産権を侵害した者は、3年以下の懲役または拘留に処し、又はニュー台湾ドル50万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。著作財産権を侵害する複製物であると明らかに知りながら、散布、または散布を意図して公開陳列または所持した者は、3年以下の懲役に処し、又はニュー台湾ドル7万元以上75万元以下の罰金を併科できる。

前項の罪を犯し、その複製物が光ディスクであるときは、6ヶ月以上3年以下の懲役に処し、またはニュー台湾ドル20万元以上200万元以下の罰金を併科することができる。但し、第八87条第4号の規定に違反して輸入された光ディスクは、この限りではない。

前二項の罪を犯した者がその物品の出所を供述し、これにより事件が進展した場合、その刑を軽減することができる。

第92条

無断で公開口述、公開放送、公開上映、公開演出、公開伝送、公開展示、改作、編集、貸与することにより、他人の著作財産権を侵害した者は、3年以下の懲役または拘留に処し、または75万元以下の罰金を科し、またはこれを併科する。

専利法（抜粋）

第96条

特許権者がその特許権侵害者に対して、侵害の除去を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。

特許権者は、故意または過失によりその特許権を侵害した者に対して、損害賠償を請求することができる。

特許権者が第一項の請求をする時、特許権侵害にかかる物品または侵害行為に用いた原料または器具について、廃棄処分またはその他必要な措置を請求することができる。

専用実施権者はその実施権の範囲内で前三項の請求をすることができる。但し、契約に別の約定がある場合、その約定に従う。

発明者の氏名表示権が侵害された時、発明者の氏名を表示すること、またはその他名誉回復のために必要な処分を請求することができる。

第二項及び前項に定める請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者を知った時から2年以内に行使しなければ消滅する。当該行為があった時点から10年を超えた場合も同じとする。

第97条

前条の損害賠償につき、次のいずれかの方法により損害を計算することができる。一、民法第216条による。ただし、その損害を証明するための証拠が提出することができない場合、実用新案権は、その権利の実施により通常得られる利益から、損害を受けた後に同一の実用新案権の実施により得られる利益を差し引いた金額をその損害額とすることができる。二、侵害者が侵害行為により得た利益による。三、当該実用新案権の実施許諾により得られる合理的な実施料を基礎にしてその金額を計算する。

前項の規定により、もし侵害行為が故意である場合、裁判所は被害者の請求に応じ、侵害状況に基づき損害額以上の賠償を決定することができる。

ただし、証明済みの損害額の三倍を超えてはならない

インターネットサービスプロバイダー民事免責事由実施弁法

公布日：2009 年 11 月 17 日

第 1 条

本弁法は、著作権法（以下「本法」という）第 90 条之 12 の規定により制定する。

第 2 条

本法第 90 条之 4 第 1 項第 3 号にいう情報連絡窓口は、下記の事項を明記しなければならない：

- 一、連絡窓口の氏名または名称、住所、電話番号、F A X 番号およびメールアドレス。
- 二、使用可能な電子署名のフォーマットまたは電子署名が不要であることの説明。

第 3 条

本法第 90 条之 6 ないし第 90 条之 8 にいう通知は、下記の事項を明確にし、著作

権者、製版權者、独占ライセンスを受けた者（以下「権利者」という）または権利者の代理人が署名または押印しなければならない：

- 一、権利者またはその代理人の氏名または名称、住所及び電話番号、F A X 番号およびメールアドレスまたはその他自動連絡方式の説明。
- 二、侵害された著作物または製版物の名称。
- 三、著作権または製版權侵害にかかる内容の削除請求、または他人がアクセスできないようにする声明の請求。
- 四、インターネットサービスプロバイダーが当該権利侵害にかかる内容を認知できる関連情報及びそのアクセスルート。
- 五、権利者は、権利侵害にかかる内容が適法なライセンスを受けていないこと、または著作権法に違反することを善意に基づき信じていることを表明する陳述。
- 六、不実があることにより他人が損害を受けた場合、権利者が法的責任を負うことを明記する。

前項の通知は、書面または電子署名された文書を用いて、郵送、ファックスまたは電子メールの方法で通知しなければならない。但し、インターネットサービスプロバイダーが権利者を判別する制度を提供している場合、または権利者またはその代理人と別段の約定がある場合、その制度または約定に従う。

代理人の名義で第一項の通知を提出する場合、その同時に権利者から委任を受けたことを声明し、権利者の氏名または名称を明記しなければならない。

同一のシステムまたはインターネットで、複数の著作物または製版物が権利侵害に関係しているとき、権利者またはその代理人は同一の通知でこれを行うことができる。

第 4 条

権利者またはその代理人の通知が前条の規定に合致しない場合、インターネットサービスプロバイダーは補正するよう通知することができる。

前項の補正通知は、インターネットサービスプロバイダーが権利者またはその代理人から通知された翌日から五営業日以内に行わなければならない。

権利者またはその代理人は、補正通知を受けた翌日から五営業日以内に補正しなければならない。それまでに補正しなかった、または補正が完全ではない場合、通知を提出していないものとみなす。

第一項の補正通知は、権利者またはその代理人がインターネットサービスプロバイダーに通知した方式で通知しなければならない。但し、別段の約定がある場合、その約定に従う。

第一項の形式不備の通知または第三項の補正していないまたは補正が完全ではない場合、インターネットサービスプロバイダーに権利侵害の事情を知らせた根拠とすることができない。

第 5 条

本法第 90 条之 9 第 2 項のいう回復通知（復旧要請）は、下記の事項を明記し、利用者またはその代理人が署名または押印しなければならない：

一、利用者またはその代理人の氏名または名称、住所及び電話番号、ファックス番号またはメールアドレス。

二、削除された内容またはアクセスできなくなった内容の復旧を要請する声明。

三、インターネットサービスプロバイダーに当該内容を十分に知らせることのできる関連情報。

四、利用者が善意に基づき当該内容を利用する適法な権利を有すると認めており、当該内容が削除されたこと、または他人がアクセスできないようにしたことは、権利者またはその代理人の不実または錯誤によるものであることを表明する陳述。

五、ストレージサービスプロバイダーが、回復通知（復旧要請）を権利者またはその代理人に転送することに同意すること。

六、不実があったことにより他人が損害を受けた場合、利用者は法的責任を負う旨を明記する。

前項の回復通知（復旧要請）は、書面または電子署名された文書を用いて、郵送、ファックスまたは電子メールの方法で通知しなければならない。但し、インターネットサービスプロバイダーが電子メールは電子署名を必要としないと認める場合、この限りではない。

代理人の名義で第一項の回復通知（復旧要請）をする場合、その同時に利用者から委任を受けたことを声明し、利用者の氏名または名称を明記しなければならない。

第 6 条

回復通知（復旧要請）が前条規定に合致しない場合、ストレージサービスプロバイダーは補正するよう通知しなければならない。

前項の補正通知は、ストレージサービスプロバイダーが利用者またはその代理人から回復通知された翌日から五営業日以内に行わなければならない。

利用者またはその代理人は、補正通知を受けた翌日から五営業日以内に補正しなければならない。それまでに補正しなかった、または補正が完全ではない場合、通知を提出していないものとみなす。

第一項の補正通知は、利用者またはその代理人がストレージサービスプロバイダーに通知した方式で通知しなければならない。但し、別段の約定がある場合、その約定に従う。

第 7 条

本弁法は公布日をもって施行する。

公平交易委員会の事業者による著作権、商標権、専利権の侵害に対する警告書の送付に関する処理原則

2015年12月24日発布

一、（目的）

公平交易委員会（以下「本会」という）は、事業者の公平な競争を確保するため、取引秩序の維持のため、事業者が著作権、商標権または専利権を濫用し、競争相手に対して不当に對外的に警告書を送付することにより生じる不公平な競争事件を有効に処理するため、本処理原則を制定する。

二、（用語定義及び適用対象）

本処理原則でいう事業者による警告書の送付とは、事業者が以下の方法で事業者自身または他の事業者の取引相手もしくは潜在的な取引相手に、事業者の所有する著作権、商標権または専利権を他の事業者が侵害している旨を発散する行為をいう：

- （一）警告書。
- （二）敬告書。
- （三）弁護士書簡。
- （四）公開書簡。
- （五）新聞広告。
- （六）事業者自身または他の事業者の取引相手もしくは潜在的な取引相手に対するその他の通知書面。

三、事業者が次に掲げる権利侵害確認手続きの一つを実行してから、はじめて警告書を送付した場合、著作権法、商標法または専利法に基づいた権利行使の正当行為である：

- （一）裁判所の第一審判決により、確かに著作権、商標権または専利権の侵害を受けたと認められた場合。
- （二）著作権審議及び調停委員会の認定により著作権の侵害を受けたと認められた場合。
- （三）専利権の侵害の可能性のある対象物を鑑定のために専門機関へ送って鑑定報告書を取得し、かつ書簡送付の事前または同時に侵害の可能性のある製造業者、輸入業者または代理業者に、侵害排除を要請した場合。

事業者が第一項第三号後段の侵害排除通知をしなかったが、事前に権利救済手続きを採取した、または合理的に可能な注意義務を尽くした、または通知が客観的に不可能である、または具体的事実証拠により通知の受領者が権利侵害争議をすでに知っていることが十分に認められる場合、すでに侵害排除の通知手続きを行ったものとみなす。

四、（著作権法、商標法または専利法に基づく権利行使の正当行為、その2）

事業者が次の各号に掲げる権利が侵害を受けたことを確認する手続きを行ってから警告書を送付した場合、著作権法、商標法または専利法に基づいた権利行使の正当行為である：

- （一）書簡送付前にすでに事前または同時に侵害の可能性のある製造業者、輸入業者または代理業者に侵害排除の要請を通知している場合。
- （二）警告書に著作権、商標権または専利権の明確な内容、範囲及び侵害を受けた具体的事実（例えば係争権利がいつ、どこで、どのように製造、使用、販売または輸入されたか等）が明記され、書簡受領者が権利侵害の可能性があるとの事実を十分に知ることができる。

事業者が前項第一号の侵害排除通知をしなかったが、事前に権利救済手続きを採取した、または合理的に可能な注意義務を尽くした、または通知が客観的に不可能である、または具体的事実証拠により通知の受領者が権利侵害争議をすでに知っていることが十分に認められる場合、すでに侵害排除の通知手続きを行ったものとみなす。

五、（法律効果）

事業者が第三点または第四点に規定されている先行手続きを行わずに直接警告書を送付し、かつ取引秩序に影響するに足る欺罔または公平を明らかに逸する行為である場合、公平交易法第25条の違反を構成する。

事業者が第四点に規定されている先行手続きを行ってから警告書を送付したとしても、内容に不公平競争の事情に関わる場合、本会は具体的個別案件をみて、公平交易法の規定違反がないかを検視する。

（本処理原則は事業者が同一産業層の競合関係ではない事業者
六、に対してその権利侵害を不当に対外的に発布する場合にも適用
する）

事業者が同一産業層の競合関係ではない事業者に対してその著
作権、商標権または専利権侵害の警告書を不当に対外的に発布
することにより、不公平な競争の事情が生じた場合も本処理原
則を適用する。